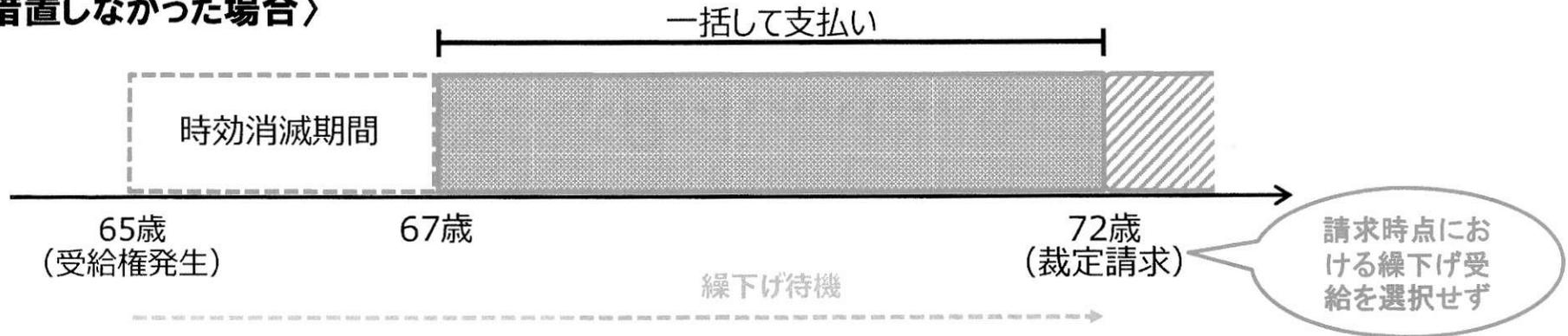


# 70歳以降に請求する場合の5年前時点での繰下げ制度

- 70歳以降になってから請求を行い、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、現行の仕組みでは、繰下げ増額のない本来額の年金が受給権発生時から支給されることとなるが、その際一部の支分権が時効により消滅する。
- このため、70歳以降に請求し、請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定に当たっては、請求の5年前に繰下げ申出があったものとして年金を支給する。  
(支給する年金には受給権発生から裁定請求の5年前までの月数に応じた増額を行う。)

【例：72歳まで繰下げ待機をしていた者が65歳からの本来受給を選択したケース】

## 〈何も措置しなかった場合〉



## 〈請求の5年前に繰下げ申出があったものとして年金を支給した場合(見直し案)〉

